

平成30年2月9日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市特別職報酬等審議会

会長 野田 昌吾

### 特別職の職員の給料等について（答申）

平成30年1月18日に諮問のあった市長、副市長及び教育長の給料及び退職手当について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 審議結果

##### (1) 給料月額

給料月額は、現行の額が妥当である。

##### (2) 退職手当

退職手当を支給しない特例措置については、継続しないことが妥当である。

退職手当の計算方法については、下記のとおり見直すことを具申する。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{市 長：在職月数} \times \text{給料月額} \times 0.43 \text{ (20,433,600 円)} \\ \text{副市長：在職月数} \times \text{給料月額} \times 0.28 \text{ (11,424,000 円)} \\ \text{教育長：在職月数} \times \text{給料月額} \times 0.20 \text{ ( 5,472,000 円)} \end{array} \right]$$

#### 2 理由

##### (1) 特別職の給与に関する考え方

給与に関する基本的な考え方として、民間企業においても公務労働者において

も、また今回審議の対象となっている自治体特別職においても職務に応じた待遇とすることが重要と考えられる。とりわけ公務においては、最少の経費で最大の効果を求める必要があるものの、良好な公共サービスを安定的に提供するには、やみくもに低ければ良いとすることは適切ではなく、職務内容に応じた適正な水準を検討すべきである。

適正な水準にあるかどうかを検討する手法として、当審議会においては市の人口や財政状況などの市勢の現状を確認するとともに、他市との均衡を確認した。また一部の委員が認識している状況として、特別職の日常の職務遂行は激務に当たるものであるから、これに相応する給与水準とすべきことを検討したところである。

## (2) 市勢の現状

市勢の現状として、特別職の給料月額を改定した平成9年以降の市の人口、職員数、一般職の平均給料月額・ラスパイレス指数、決算額の推移を確認した。これらの数値からは、この期間における適切な行政運営と市の成長が見て取れるものであり、他にも近年のショッピングモールやホテルの立地、商工会議所会員数の増加も、市の発展を示す要素となっている。

また、現在の財政の健全性について市の認識を確認した結果として、平成28年度決算における財政健全化に関する財政指標はすべて基準内であり、将来負担比率も低いとのことである。これらのことは、本市において健全な市政運営が図られてきたことを示している。

## (3) 給料月額について

給料月額について現在の水準は、市長、副市長、教育長ともに、政令指定都市を除く大阪府内の31市平均を上回っており、順位として市長は12位、副市長と教育長はともに10位である。一方で年収額を比較すると、市長は16位、副市長は15位、教育長は16位で、31市中のおおむね中央に位置する状況である。

この点について、各市の人口を比べた場合の本市の順位は、31市中10位であることを考慮に入れると、本市の給料月額及び年収額の水準は、他市との均衡が取れている状況であり、妥当なものであると判断する。

なお給料月額の減額について、本市では長年にわたって減額が続いてきた経過があるが、職務に対する適正な対価を受けろべきという観点から、給料の減額は一時的、臨時的措置に留めることが基本であり、市の財政状況が健全に推移していることや市勢の発展の状況も踏まえると、減額措置を止めることは望ましいも

のと認められる。

#### (4)退職手当について

退職手当について、まず不支給の特例措置を継続すべきかどうかについては、先に述べた給料月額の特例措置に関する判断と同様であり、果たした職務に対する適正な給与として受け取ることが重要で、不支給の特例措置は継続しないことが妥当と判断する。

また、退職手当の計算方式については、本市においては平成21年以降の不支給の期間において見直しを行う契機がなかったこともあり、大阪府内31市の中ではほとんど例がない在職月数に応じた額と在職年数に応じた額の合計を支給する方式を採用している。このことが影響し、金額については平均額と比べて相当高額な水準となっており、順位についても市長は5位、副市長と教育長はともに8位で、上記の給料月額や年収額の順位と比べて高くなっている。

この点について、計算方式については、大阪府内の多数の市で採用されている在職月数に給料月額と一定の係数を乗じる方式への変更が望ましいと考えられ、この場合における係数としては、31市平均の係数を用いることで、市長、副市長、教育長のバランスを一定保ちつつ、金額の順位が市長は17位、副市長は13位、教育長は14位と、31市の中央程度の順位に下がることから、妥当な水準になると判断する。

以上